インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用　登校（園）許可書

神戸市立六甲アイランド高等学校長あて

学校名　神戸市立六甲アイランド高等学校

年　　組　　名前　　（ 男・女 ）

病名	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症

該当病名を〇で囲んで下さい。

上記の者は　　月　　日より療養中でしたが、　　月　　日より登校(園)可能です。

令和　　年　　月　　日

医院・病院名
または医師名

（医師の捺印は省略します）

付記

保護者様

この許可書は学校保健安全法施行規則第十八条および第十九条に基づき、第二種感染症に罹患した児童生徒等の登校（園）に際して医師の診察により発行するものです。

神戸市医師会では神戸市立の学校・園における感染症制御の観点から医師会員の先生方にこの文書を無料で作成して頂くようにお願いしています。（文書料が有料の場合の対応については、学校園にご相談ください。）

登校（園）に際しては感染症に罹患した児童生徒等が再度診察を受けた後、医師の指示に従って下さい。（診察料はかかります）

《出席停止の期間の基準》　学校保健安全法施行規則より

インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで。

（神戸市医師会学校保健委員会・神戸市教育委員会）

Ｒ０６．０４